

福岡地方裁判所委員会（第19回）議事概要

1 開催日時

平成20年7月16日（水）午後2時30分～午後5時30分

2 場所

福岡地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）

仲家暢彦委員長，藤井亮子副委員長

上野茂伸委員，畔柳章裕委員，佐木隆三委員，新開玉子委員，鈴木浩美委員，
福島恵子委員，山本裕子委員（五十音順）

（福岡地方裁判所）

中島慶人事務局長，中島文生民事首席書記官，大重刑事首席書記官

（庶務：福岡地方裁判所事務局総務課）

江頭誠総務課長，吉田利成総務課専門官

4 新任委員の自己紹介

- (1) 鈴木浩美委員（平成20年4月18日付け任命）
- (2) 畔柳章裕委員（平成20年7月10日付け任命）

5 配布資料の説明

- (1) 福岡地方裁判所委員会委員名簿（平成20年7月16日現在）
- (2) 福岡市女性に対する暴力防止連絡会議設置要綱
今回の議題である「DV事件の関係機関とのネットワークについて」で使用
する説明資料
- (3) DVD「審理」視聴用パンフレット（最高裁判所作成）
- (4) 模擬評議用資料一式（鈴木委員作成の評議用メモ，起訴状，冒頭陳述要旨，
論告要旨，弁論要旨等の各写し）

6 議事（委員長，副委員長，学識経験者委員，法曹委員，裁判所）

(1) DV事件の関係機関とのネットワークについて

ア 中島事務局長が、前回の委員会で提案のあった課題である福岡におけるDV関係機関とのネットワークの実情等について報告した。

(報告の概要)

福岡市においては、福岡市内の関係機関で組織する「福岡市女性に対する暴力防止連絡会議」が年に1, 2回開催されている。福岡地方裁判所は、この会議にオブザーバーとして参加し、民事事件の受付やDV事件を担当する職員を出席させている。同会議は、女性に対する暴力防止に関する啓発や広報活動の推進、関係機関相互の情報交換・連携等について協議されているが、裁判所は保護命令の申立てがあった事案について、保護命令発付の要否について判断し、命令発付を行う機関であり、当事者間において中立・公平な立場である必要があることから、会議の関与の仕方についても一定の限界がある。そのため、正規の構成員という形ではなく、オブザーバーとして参加し、関係機関の実情を聞いたり、保護命令制度の概要や手続の説明を求められた場合に説明を行うなどの方法で関与している。また、福岡県傘下の保険事務所にあっては、各事務所ごとに年1回、関係機関との連絡会議を開催しており、裁判所に対して特に参加を要請された場合にのみ、参加を検討し、当該支部の民事担当職員が、同様にオブザーバーとして参加している。

なお、福岡県警察本部を訪問し、DV事件の相談の状況や保護命令発付後の警察の対応等について実情を伺ってきた。担当者のお話によると、裁判所に申し立てられる事案は、警察に寄せられる相談のうち、ごく一部であるが、保護命令後の警察のアフターフォローに関しては、保護命令後、すぐに被害者や相手方と面接し、防犯指導や指導警告を行うなどの措置が執られているようであった。また、裁判所の保護命令には素直に従う場合が多く、保護命令に違反した事例はわずかであった。保護命令後に大きな事件は起きていないということであり、保護命令はよく機能しているという印象であった。

イ 質疑応答

消費者生活センターでもDVに関する相談を受けるが、相談者が保護命令について全く知らないことがある。

もっと国民に知らせるべきではないか。啓発の主体はどこか。

法制度の広報なので、国（法務省等の行政機関）ということになる。

色々な裁判手続を行っている裁判所が手続の一つとして保護命令について宣伝しても、情報過多になって効果がないのではないか。

(2) 裁判員裁判の模擬評議

ア 模擬評議のスケジュール説明

江頭総務課長が、模擬評議のスケジュールについて説明した。

イ DVD「審理」視聴

鈴木委員が、審理が始まるまでの手続（公判前整理手続等）や評議を行う事案の争点等について説明し、その後、最高裁判所制作のDVD「審理」（法廷部分30分）を視聴した。

ウ 評議

鈴木委員が裁判長役、法曹資格を有しない委員が裁判員役となり、視聴したDVDの事案において、争点となる正当防衛の成否及び量刑について評議を行った。

評議の結果、3対1の多数決により、正当防衛は成立しない（有罪）。また、量刑については、懲役2年6月の実刑という結論に達した。

エ 感想・意見交換

評議のやりとりを見ていて、物事は両方の立場の意見を聞かないといけないと改めて感じた。

今回のビデオでは再現シーンがあるが、実際の裁判では再現ビデオはない。過去の事柄について立証しようとする側は、裁判員に負担を掛けないため、一番良い証人だけを出すことになる。ビデオの証人のように、あれだけ話してくれると、自信があって出した証人であろうが、証拠を絞っていくという点では、それで良いのかなと思った。

証人等の話を聞いて推理することはできるが、量刑について意見を聞かれたとき、裁判員はそういう仕事もするのかと、今回初めて裁判員のすることが分かった。少し不安である。

「それでも僕はやってない」という映画を見たときは、自分が疑いを掛けられたら、実際にやっていなくても「すみません。」と言ってしまった方がいいと思ったりしたが、一般の人達が議論をし、判断すると、映画上で判決が少し変わってくると思う。裁判員制度は、素人の意見や判断でよいということであれば、必要な制度だという気がする。

おちおち犯罪者になれないと感じた。量刑について根拠なしに懲役5年とか判断されるのは、犯罪者にとっては大きなことである。過去の判例を参考にすることなど、慣れていないことなので不安である。また、評議の中で執行猶予にするか否か意見が分かれたが、私は、刑務所に2年間隔離されるより、執行猶予となって社会で生活することの方が意味があることだと思う。

私は、刑務所に入って罪を償った方が、今回の事案では、被告人に対しても被害者の母に対しても大事だと思う。自殺予防の点でも実刑にすることは意味がある。きちんと償いをして刑を終えて出てくる方がよい。やり直した方がよいと思う。

裁判官の量刑は、過去の先例によるものだから安定感がある。一方、評議において、懲役3年、執行猶予付きといった意見が出たが、こういう感覚は、これまで培ってこられた人生観によるものである。裁判官と裁判員が議論を重ねることで、より深みのある結論が出ると思う。

私は、執行猶予がいいと思ったが、別の考えもある。市民がこうやってやりとりすることが裁判員制度だと感じた。

9人が一つのチームとなって、社会のシステムとして一番良い結論を出しましょうという制度である。

裁判員制度は良い制度だと思うが、今までプロの裁判官の量刑（判例）

はほとんど変わらない。しかし、市民が判断すると、各地でいろいろ判断が変わってくると思うが、それでいいのかと思う。

これから事例の集積を待つことになる。法的安定性は大事であり、同じことをやっても量刑が違うというのはどうかと思うので、それは一つ上の裁判所が判断することになる。いろんな考えがあって話し合うことによって真の結論を出していくことでよいと思う。

裁判官の判断が同じような意見に見えても、必ずしもそうとは言えない。例えば、同じ暴力団による発砲事件の場合でも、福岡、佐賀、長崎で量刑が大きく異なっている。必ずしもプロの裁判が揃っていて、市民の判断がバラバラというわけではない。

一般人の考えとして、今日の裁判はビデオがあったから良かったが、説明だとどこまで自分の考えや意見が言えるだろうかと思った。また、説明だけでどれくらい状況を受け止めることができるだろうかと思った。

図面や写真を使って検察官も弁護士もできるだけ分かりやすく工夫して説明する。実際の裁判では、今日お配りした図面での説明より、もっと詳しい説明をすることになる。図面を使うことにより分かりやすくなると思う。

自分に裁判員の通知が来たときに、行けないと言わないよう、もう少し裁判員制度について勉強したいと思う。

(3) 次回委員会（第20回）の予定

ア 次回の議題

意見交換の結果、次回委員会の議題は次のとおり実施することとなった。

裁判所の受付窓口の実情について

導入まで半年となった段階での裁判員制度広報について

イ 日時

平成20年11月17日（月）午後1時30分